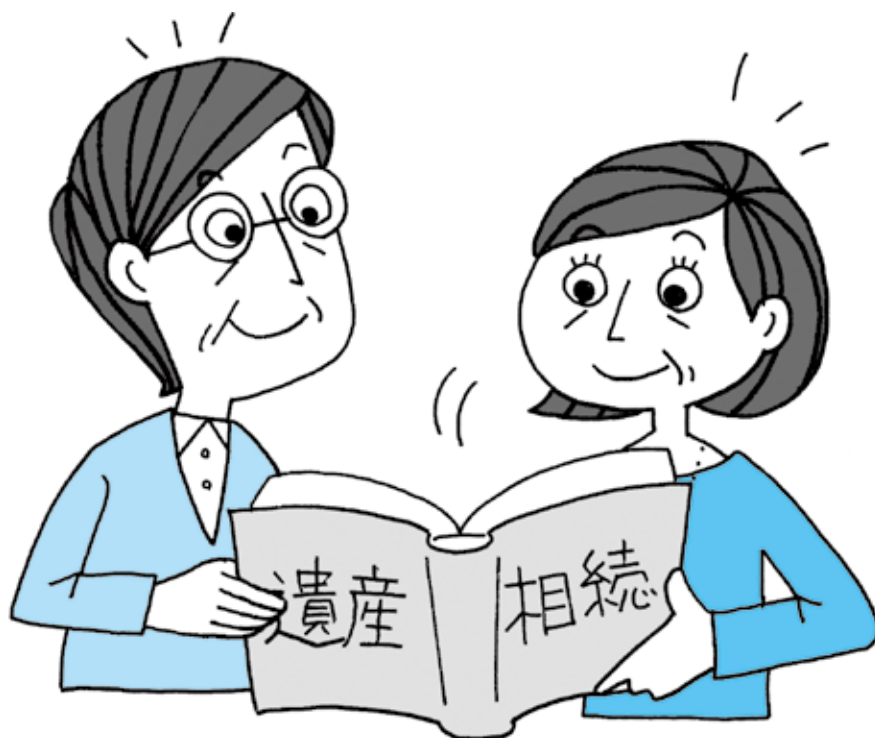


# 6章

## 相続の豆知識

相続とは、亡くなった人の財産を承継することです。したがって、相続対策は、ライフプランの最終を飾ります。残された遺族が安心して生活できる生活保障の仕組みを整えた後、だれ（遺族）に何（遺産）を残すのかを考えることが大切です。

この章では、無用なトラブルを避けるための遺産相続の基礎的な知識や、自分の意志表示でもある遺言書の書き方などについて一緒に学習しましょう。



# 6-1 相続人と法定相続分

## 相続を巡るトラブルを防ぐために

遺産相続は、お金持ちだけの問題ではありません。相続税がかからなくても、残された自宅や土地などをめぐっての“争族”が起こらないとも限りません。無用なトラブルを避け、残された配偶者や子どもが平穏に暮らすためにも相続の基礎知識を身に付けることは重要です。まずは、遺産をだれがどれだけ相続するのか学びましょう。

## だれが？ どれだけ？

亡くなった人（被相続人）の財産を相続できる法定相続人は、配偶者と血族相続人（子ども・父母・兄弟姉妹など）です。配偶者は常に法定相続人になれますが、内縁の妻はなれません。あくまでも戸籍上の配偶者だけです。また、血族相続人には順位があり、第一～第三順位の順番で相続人になることができます。

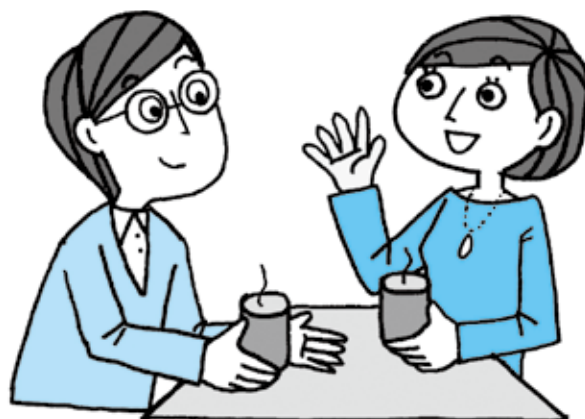
また、民法は相続人ごとに相続財産の法定相続割合を決めています。

遺言があった場合は、原則遺言が優先しますが、相続人全員で意見一致した場合は、規定された法定相続割合にとらわれず、自由に分割することができます。

したがって、法定相続分は、話し合いがまとまらない場合を考えて、定められた一応の基準と考えてください。

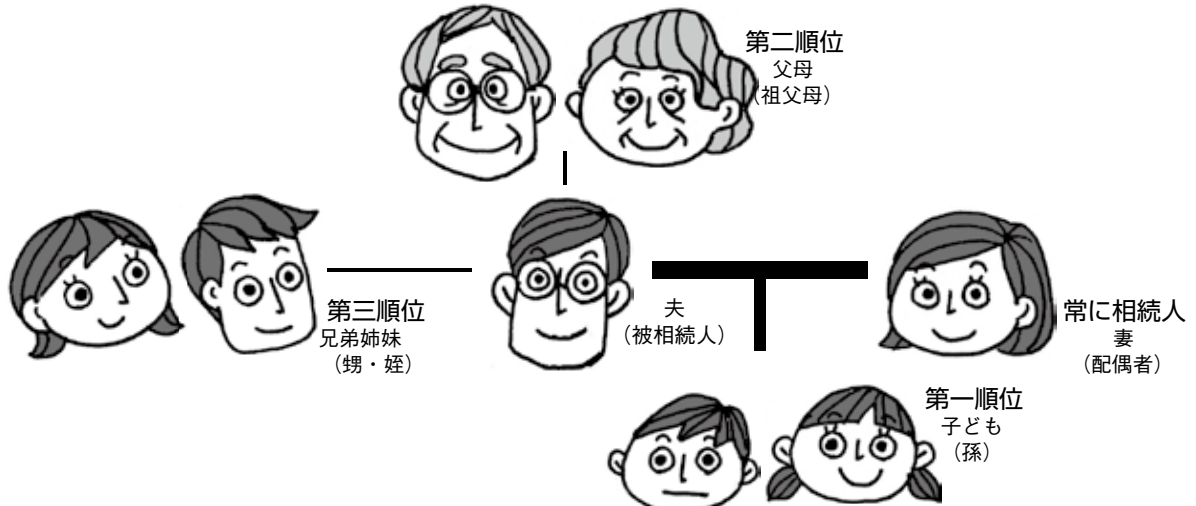
### 📄 相続人の順位と法定相続割合

	相続人の順位（相続割合）	配偶者の相続割合
第一順位	子ども 1 / 2	配偶者 1 / 2
第二順位	父母 1 / 3	配偶者 2 / 3
第三順位	兄弟姉妹 1 / 4	配偶者 3 / 4



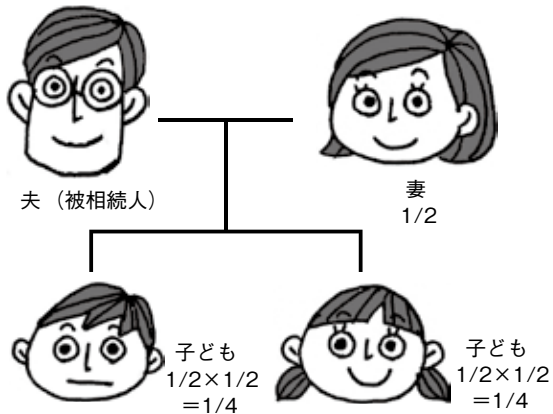
## 法定相続人にはだれがなれるのか

配偶者がいる場合、配偶者は必ず相続人になれます。



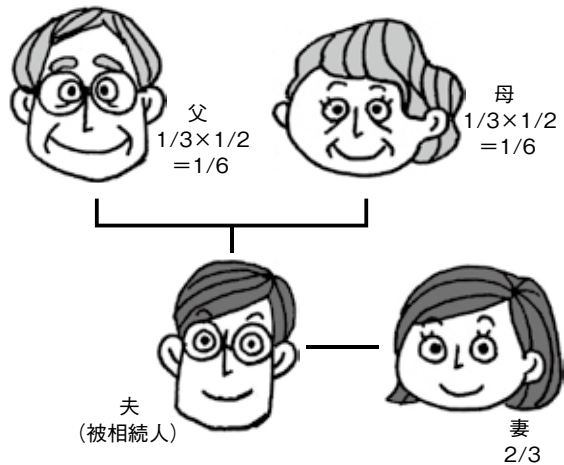
### ●第一順位

子どもがいる場合は、配偶者と子どもが相続人になります。



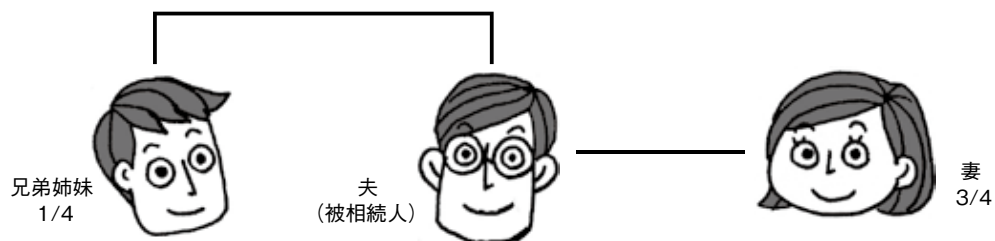
### ●第二順位

子どもがない場合は、配偶者と父母（祖父母）が相続人になります。



### ●第三順位

子どもや父母がない場合は、配偶者と兄弟姉妹が相続人になります。



## 相続する？ しない？ 相続人の選択

人が死亡すると、その人の財産は相続人に継承されますが、遺産よりも借金（債務）が多い場合は、「相続の放棄」をすることができます。放棄すると、はじめから相続人でなかったものとみなされます。その結果、遺産も借金（債務）もどちらも継承しないことになります。

もし、故人（被相続人）の借金を含めた遺産が正確にわからない場合は、故人から継承する相続財産の限度で、故人の債務の支払いをするという留保付きの「限定承認」という方法があります。相続人が複数いる場合は、全員が必ず共同で行わなければなりません。

たとえば、限定承認をしておけば、後で相続財産が8,000万円、債務1億円と確定しても、債務返済に足りない2,000万円は相続人に返済義務は生じません。逆に債務を返済して残った相続財産は相続人が引継ぐことができます。これが限定承認です。

### 〈相続人の三つの選択肢〉

ケース	選 択	手続先
相続財産 > 債務	単純承認	不要
相続財産 < 債務	放 棄	家庭裁判所
相続財産 ? 債務	限定承認	家庭裁判所

} 相続開始を知った日から  
3ヵ月以内に手続が必要

## 最低限もらえる「遺留分」って何？

「遺留分」とは、法定相続人が意思表示すれば、必ず遺産を確保できる一定の割合のことをいいます。遺留分の権利を持つ者は、法定相続人のうち配偶者・子ども・直系尊属（父母等）だけで、兄弟姉妹には遺留分はありません。その割合は、直系尊属のみが相続人である場合には故人の遺産の法定相続分の3分の1、その他の場合は故人の遺産の法定相続分の2分の1となります。

たとえば、相続人が配偶者と子ども1人で、故人が遺産の全部を配偶者に相続させるという遺言を残した場合、子どもは遺産の法定相続分の2分の1の半分、つまり4分の1の遺留分が侵害されたとして、配偶者に対して「遺留分減殺請求権」を行使することができます。ただし、行使できるのは遺留分権利者が、相続の開始および減殺すべき贈与または遺贈のあったことを知ったときから1年間か、相続開始から10年間のいずれか先に到来する期日までです。

なお、家庭裁判所に申し立て、許可を得られれば被相続人の生前に遺留分の放棄はできます。

## 遺産分割

まず、遺言書がある場合には遺言書に従って分割します（指定分割）。遺言書がなければ、相続人全員による遺産分割協議を行って遺産を分割することになります（協議分割）。この協議では全員の合意により遺産分割を決定しますが、協議がまとまらない場合には家庭裁判所における「調停」、最終的には「審判」により分割されます（審判分割）。遺産分割協議がまとまったら、遺産分割協議書を作成します。不動産の名義変更などにはこの遺産分割協議書が必要となります。

### 遺産分割協議書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日、▲▲▲▲の死亡により開始した相続につき、共同相続人である▲▲●●、▲▲■■が協議した結果、次のとおり相続財産を分割取得することに決定した。

- 1. 相続人 ▲▲●●は次の相続財産を取得する。
  - 1 東京都△区△町1丁目1番1  
宅地 100.00㎡
  - 2 同所同番地所在  
家屋番号 1番1 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 40.00㎡ 2階 35.00㎡
- 2. 相続人 ▲▲■■は次の相続財産を取得する。  
××銀行××支店の被相続人名義の預金1,000万円
- 3. 相続人 ▲▲■■は次の相続財産を取得する。  
〇〇カントリークラブ会員権 1口。

書式は自由です。

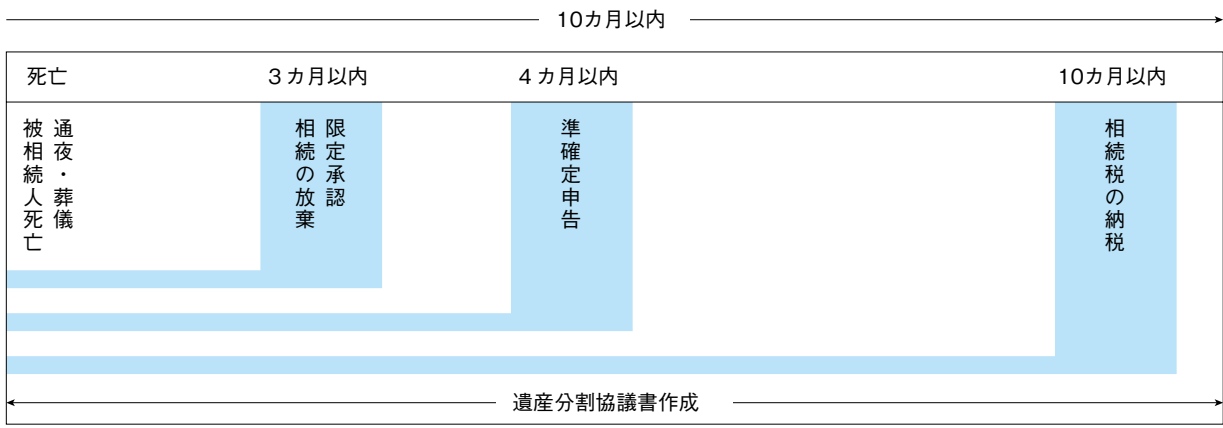
上記のとおり協議が成立したので、その成立を証するため本書2通を作成し、署名、押印の上それぞれの1通を所持する。

平成〇〇年△月×日  
 東京都△区△町1丁目1番1  
 相続人 ▲▲●● 実印  
 東京都×区×町1丁目1番1  
 相続人 ▲▲■■ 実印

相続人全員の署名・押印が必要

\*この遺産分割協議書はあくまでも遺産分割協議書のイメージを表したものです。実際に遺産分割協議書を作成する際は、専門家に相談して作成することをお勧めします。

#### 📄 相続のスケジュール



# 6

## ③ 相続税のポイント

相続税を心配する人は多いのですが、「基礎控除」と「小規模宅地評価減の特例」「配偶者の税額軽減」などの特例があるため、実際に相続税がかかる人は、亡くなる人の約5%程度で、ほとんどのケースでは相続税はかかりません。

### まずは相続税の課税価格を計算する

亡くなった人（被相続人）が遺した現預金、不動産、株式などの遺産を合計しますが、その際、生命保険金のうち一定金額（500万円×法定相続人の数）は集計から除外し、借金などの債務があれば控除することができます。

また、自宅の敷地などについては、配偶者や同居する子どもなどが相続した場合、一定の要件（配偶者が相続した場合には要件なし）を満たすことで、相続税評価額を80%減額（自宅の敷地は240㎡が限度）することができます。たとえば、本来の相続税評価額が1億円のケースでは2,000万円に評価を減額できます（小規模宅地評価減の特例）

### 基礎控除のおかげで、ほとんどの人は相続税がゼロになる

配偶者と子ども2人の場合の基礎控除額は、「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数（=3人）」で8,000万円となります。基礎控除額までの課税価格であれば相続税はかかりません。

### 配偶者の税額軽減

配偶者は亡くなった人の財産形成に貢献していることや、生活保障の必要から相続税の軽減を受けることができます。これを「配偶者の税額軽減」といい法定相続分または1億6,000万円までの財産を相続しても相続税はかかりません。

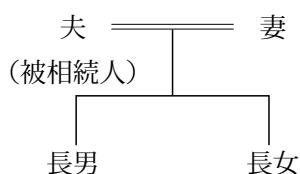
### 相続税の計算

基礎控除後もプラスが残る場合には、法定相続人が法定相続分で分割したと仮定して相続税の総額を計算します。次に、計算された相続の総額を、実際の相続割合にしたがって遺産をもらった人に按分します。



### 〈相続税計算の事例〉

夫（被相続人）が死亡し、相続税の課税価格2億8,000万円だった場合には、



$$\textcircled{1} 2 \text{億}8,000 \text{万円} - \text{基礎控除}8,000 \text{万円} = 2 \text{億円} \text{ (遺産額)}$$

②法定相続分に応じた税額から相続税額を求める。

	基礎控除後の金額	各人の取得金額		
妻	基礎控除後の金額 2億円	$\times \left[ \frac{1}{2} \right] = 1 \text{億円}$	$1 \text{億円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 2,300 \text{万円}$	
長女		$\times \left[ \frac{1}{4} \right] = 5,000 \text{万円}$	$5,000 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 800 \text{万円}$	
長男		$\times \left[ \frac{1}{4} \right] = 5,000 \text{万円}$	$5,000 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 800 \text{万円}$	
				相続税の総額3,900万円

③各相続人の相続割合による負担相続税額を求める（法定相続割合で相続した場合）。

妻	相続税の総額 3,900万円	$\times 1 \text{億}4,000 \text{万円} / 2 \text{億}8,000 \text{万円} = 1,950 \text{万円} \longrightarrow 0 \text{円}^*$
長女		$\times 7,000 \text{万円} / 2 \text{億}8,000 \text{万円} = 975 \text{万円}$
長男		$\times 7,000 \text{万円} / 2 \text{億}8,000 \text{万円} = 975 \text{万円}$

\*法定相続分＝配偶者税額軽減で税額は0円

### 📄 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

## 相続税の申告納付

基礎控除額を控除してもプラスが残った場合には、相続税の申告をしてください。「小規模宅地評価減の特例」や「配偶者の税額軽減」を適用して税額ゼロになるケースも申告が必要となります。相続税の申告は、相続が開始したことを知った日の翌日から10カ月以内に行います。

相続税の納付もやはり10カ月以内です。納付方法は「現金一括」が原則ですが、一括納付が困難な場合には分割払いである「延納」という制度も用意されています。また、現金での納付が困難であれば、相続財産である土地などのモノで収める「物納」を申請することも可能です。早めに、相続税の試算および納付方法を検討するとよいでしょう。

# 6-4 生前贈与のポイント

## 贈与税の基礎控除（年間110万円）

贈与税にも基礎控除があり、年間110万円の範囲の贈与であれば贈与税はゼロとなり、申告も不要となります。

贈与を相続税対策として子どもに対して行う場合には注意が必要です。贈与から3年以内に贈与者が死亡して相続が発生すると、相続税を計算する際に贈与した財産が相続財産に加算されてしまいます（生前贈与加算）。もちろん、以前納めた贈与税分だけ相続税額が少なくなります。これでは相続税対策として生前贈与する意味がありません。自分が元気なうちから計画的に贈与することが必要です。

また、贈与は「契約」により成立しますので、後々のことを考えて贈与契約書を作成することをお勧めします。

<贈与税額の計算>

$$\text{贈与税額} = \left( \text{課税価格} - \text{基礎控除 110万円} \right) \times \text{税率}$$

### 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

## 贈与税の配偶者控除（最高2,000万円）

夫婦間でマイホームを贈与、あるいはマイホーム取得のための金銭贈与であれば、一定の要件（婚姻期間20年以上など）を満たすことで、基礎控除110万円とは別枠で2,000万円の控除が適用されます。つまり、2,110万円まで贈与しても贈与税はかかりません。

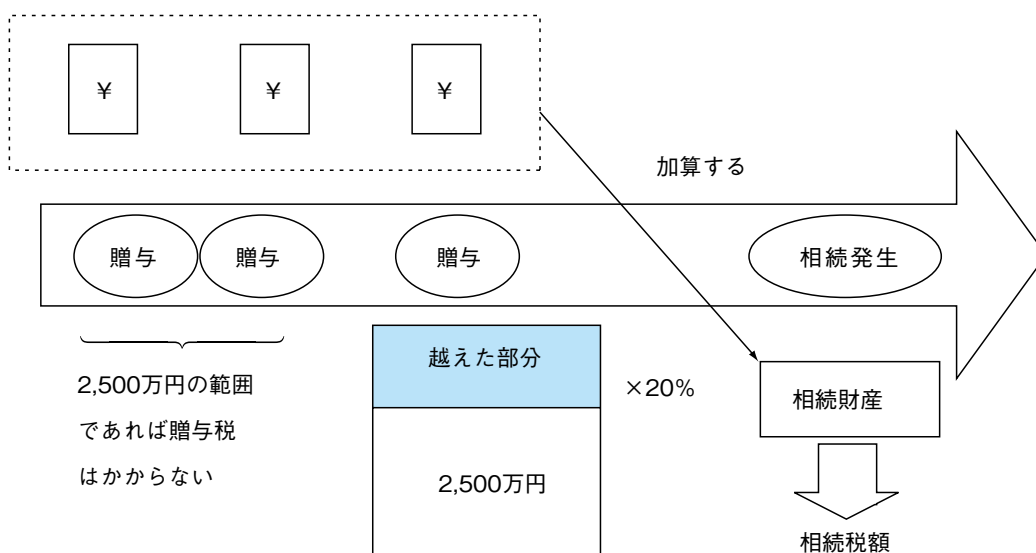
## 相続時精算課税制度

父または母（65歳以上）から20歳以上の子どもに贈与するケースでは、基礎控除110万円を控除して税額計算する方法のほかに相続時精算課税制度を選択することができます。この制度を適用した場合、累計2,500万円までの贈与であれば贈与税がかかりません。2,500万円を上回る部分については一律20%で贈与税が課税されます。

贈与者である父または母が死亡し相続が発生した場合には、相続財産にこの制度を適用して贈与した財産を加算して相続税を計算します。したがって、2,500万円について税金がかからないのではなく、相続税で精算する制度と考えればよいでしょう。

ただし、この制度を一度選択してしまうと、基礎控除110万円を控除して税額計算する方法に戻ることができませんので、選択にあたっては慎重に検討する必要があります。

<相続時精算課税制度のイメージ>



※平成21年12月31日までの間に20歳以上である子どもが父または母（年齢は問わない）から自分の住む住宅の取得資金、または自分の住む家屋の一定の増改築住宅の資金の贈与を受けた場合、一定の要件を充たすことで、非課税枠2,500万円に1,000万円が上乗せされます。したがって、3,500万円までの贈与であれば贈与税はゼロとなります。

# 6-5 家族への“伝言板” 遺言書

## 「争族」を防止する遺言書

遺言は、遺言者の死亡によってそのときから効力を生じます。「子どもの中で特別に財産を多く与えたい」「相続権のない孫などに遺産を与えたい」「後に争いを残したくない」などのケースは遺言書を残しましょう。

遺言は、法律上一定の事項は確実に保障されます。ただし、相続人が全員一致した場合は、相続人たちで協議分割することは可能です。

遺言でできることは、①遺贈、寄付など財産の処分に関すること ②子どもの認知など身分に関すること ③遺産分割の方法など相続に関すること ④遺言執行者の指定など遺言執行に関することの4つです。

## 遺言書の特徴と種類

遺言は、15歳以上の人を作成でき、遺言の撤回はいつでも自由、夫婦などの共有遺言は無効などの条件があります。また、一定の方式を備えていなければなりません。遺言の種類は、一般的には次の3つです。

種類	作成要件	特徴
自筆証書遺言	①直筆で遺言書を書き氏名・日付・押印（認印可）をし、自分で保管。 ②ワープロ作成は不可。	①簡単に作成、誰にも知られない。 ②方式の不備で無効になることも。 ③開封には家庭裁判所の検認が必要。
公正証書遺言	①証人2人。公証役場で本人口述、公証人が書く。 ②原本は原則20年間公証役場で保管。 ③印鑑証明・身元確認の資料が必要。	①秘密裏に遺言書を作成できない。 ②公証人の手数料がかかる。 ③家庭裁判所の検認は不要。
秘密証書遺言	①証人2人。 ②本人が作成し封印、公証役場で証明。 ③ワープロ作成、代筆可。	①内容の秘密を保持できる。 ②内容の不備で無効になることも。 ③開封には家庭裁判所の検認が必要。



## 遺言書の書き方

遺言書は、一定の様式で作成する必要がありますが、残された遺族への伝言板として自分の葬式の方法などを記載しても無効にはなりません。

平成20年○月○日

### 遺言書（例）

遺言者山田太郎は、この遺言書により下記のとおり遺言をする。

1. 遺言者は、その所有に係る下記不動産を妻山田幸子に相続させる。

#### 「不動産の表示」

##### 1 土地

- ・所在 東京都△△区○○5丁目1番1号
- ・地目 宅地 ・地積 150平方メートル

##### 2 建物

- ・所在 東京都△△区○○5丁目1番1号
- ・家屋番号 1番1号
- ・種類 居宅
- ・構造 木造スレート造り2階建て居宅1棟
- ・床面積 1階82平方メートル 2階50平方メートル

2. 遺言者は、その所有に係る銀行預金を長男山田一郎に相続させる。
3. 東京都○○区□□8丁目8番地8号弁護士○○●●を遺言執行者に指定する。

この遺言のため遺言者自らこの遺言書全文を筆記し日付および氏名を自署して捺印する。

東京都△△区○○5丁目1番1号

遺言者 山田太郎 印

\*この遺言書はあくまでも遺言書のイメージを表したものです。実際に遺言書を作成する際は、専門家に相談することをお勧めします。